

○福井県後期高齢者医療広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

〔 令和 3年4月1日 〕
〔 条例 第 3 号 〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下「連合長等」という。）の福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第2条 広域連合は、連合長等の広域連合に対する損害を賠償する責任を、連合長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、連合長等が賠償の責任を負う額から次条に規定する額を控除して得た額について免れさせるものとする。

（法第243条の2第1項の条例で定める額）

第3条 法第243条の2第1項の規定に基づき条例で定める額は、同項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる連合長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 広域連合長 6
- (2) 副広域連合長、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 職員（前号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定は、連合長等の施行日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。